



磯子区西町土地 公募貸付実施要項

一般競争入札方式（駐車場用途限定）

（この入札に参加するためには事前の申請が必要です）

令和3年12月実施

横浜市市民局

— 目 次 —

I 概要（募集から契約までのスケジュール）	…	3
II 貸付実施要領	…	4
III 入札実施要領	…	7

資料

契約書見本	…	9
質疑書	…	13
公有財産貸付申請書	…	14
入札書	…	15
委任状	…	16
貸付土地返還届	…	17
位置図・案内図	…	18
測量図	…	19
現地写真・お問合せ先	…	20

I 概 要

次の市有地について、保有資産の有効な利活用及び市の財源確保の一環として、貸付期間中継続して平置き駐車場を運営管理する事業を行える事業者を公募し、価格競争入札を行います。

1 貸付物件（土地）

所在地番・種別	貸付面積（㎡）	備 考
横浜市磯子区 西町1番25	1,944.07	用途地域：近隣商業（80/300） 貸付期間：令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで（1年間） 更新の可否：1回（1年間）に限り可能 最低入札価格：月額1,024,524円（税抜） （1,944.07㎡×527円） 入札保証金：免除 貸付条件：「II 貸付実施要領」参照 車輛出入口：西側市道

2 貸付物件における駐車場運営の状況（令和3年10月1日現在）

運営事業者： 関東緑化株式会社
駐車場設置台数： 月極 49台 時間貸し 39台
月極契約台数： 30台
駐車料金： 月額 24,200円（税込）
敷金・保証金： 無し

3 スケジュール

受 付	令和3年12月1日（水）から令和3年12月14日（火）まで ※「 公有財産貸付申請書 」及び添付書類を市民局スポーツ振興課へ提出
▼	
申込者の資格審査	令和3年12月20日（月） ※審査結果は、応募申込者へ文書により通知。資格審査については、II 貸付実施要領「9 応募者の資格審査」参照。
▼	
貸付料入札・開札	令和3年12月24日（金）午前11時00分～【入札場所】横浜市役所市庁舎18階会議室 ※「 入札書 」を提出
▼	
借受人の決定	令和3年12月24日（金）
▼	
契 約 手 続	令和4年2月28日（月）まで ※「 契約書 」を市民局スポーツ振興課へ提出
▼	
貸付料の納付	令和4年4月1日（金）から令和4年5月2日（月）まで ※本市の発行する「 納入通知書 」により貸付料を全額納付
▼	
貸 付 開 始	令和4年4月1日（金）から ※貸付期間の初日に借受人に引渡し

※ 今回の公募では、土地の一部の貸付、貸付期間が1年未満の貸付は行いません。

※ 契約の更新は、令和4年10月末までに借受人又は本市が異議を述べない限り、自動更新します。この場合、令和5年度分（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の貸付料は、令和4年5月2日までに本市の発行する「**納入通知書**」により貸付料を全額納付してください。

II 貸付実施要領

1 入札参加資格

個人、団体及び法人。ただし次に掲げる者を除く。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 契約条項に違反し、この事実があった後2年を経過しない者。
- (3) 正当な理由なく契約を締結せず、この事実があった後2年を経過しない者。
- (4) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第8条第1項各号に該当する団体、その役員及び構成員。
- (7) その他、借受人として適さないと判断される者。

2 貸付物件の用途指定

主として近隣向けの平置き貸駐車場として自ら使用すること。

- ※ 借受人が直接設置する自動販売機や当該駐車場の看板等は、設置可能です。設置する場合は、土地利用計画書に内容を記載してください。

3 貸付の期間と更新

(1) 貸付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（1年間）

(2) 貸付期間の更新

1回（1年間）に限り更新可能です。

令和4年10月末までに、本市又は借受人が更新について異議を述べない限り、自動更新します。

4 貸付料

(1) 貸付料の決定方法

本市の基準により算出した時価を最低入札価格として入札を実施し、落札価格を月額貸付料とする。貸付期間中及び更新をする場合は、その期間中の月額貸付料は原則として入札時と同額とする。ただし、近隣地の地代の変動その他の経済情勢の変動等やむを得ない事情があると認められる時は、協議の上、貸付料を変更することができるものとする。

(2) 貸付料の計算方法

月額によるものとし、貸付初日から起算した貸付満了月の月末までに端数があるときは、1か月を30日とした日割りをもって計算する。

(3) 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

5 契約条件

契約には別表のとおり条件を付し、借受人はこれを誠実に履行するものとする。

6 現地確認

物件の現地確認は応募者において行うものとし、入札参加にあたっては物件の現状を承知したものとす。

- ※ 現地確認にあたっての届出は要しませんが、近隣に迷惑がかからないよう配慮してください。また、物件の現状を変更する行為は禁止します。

7 質疑

(1) 質疑の方法

質疑がある場合は、「質疑書」(様式1)を質疑受付期間中に市民局スポーツ振興課に提出すること。

※ Eメールにより提出してください。(持参、郵送では受け付けません。)

(2) 質疑受付期間

令和3年12月7日(火)までとする。(午後5時必着)

※ 電話によりEメールの受付を確認してください。送信していても受信できていない場合には、受付できません。【市民局スポーツ振興課045(671)3288】

(3) 質疑に対する回答

質疑に対しては、横浜市市民局ウェブサイトに掲載する。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/shinko/kanriunei/nisihimachikoubo-30.html>

8 申込等

(1) 申込者は申込みにあたり、「公有財産貸付申請書」(様式2)及び添付書類(事業計画書及び土地利用計画書)を市民局スポーツ振興課へ直接持参して提出するものとする。

※ 事業計画書及び土地利用計画書の書式は自由とする。ただし、月極利用、時間貸し利用等の内容(設置台数、配置等)と、月極駐車場運営を行う体制(人数・連絡体制・賃料徴収方法等)、貸付期間にかかる本駐車場に関する収支見込みの内訳、月極駐車場事業運営の実績の有無については必ず記載すること。

(2) 受付期間は、令和3年12月1日(水)から令和3年12月14日(火)までとする。

期間中に申込みがない場合には、申込期間の翌日(開庁日)午前9時から、先着順により申込み(最低入札価格以上の金額を提示)を受け付けることとする。

(3) 先着順の場合、受付開始時点(午前9時)において申込者が複数ある場合は、最高の貸付料を提示した申請者と契約を締結する。同額である場合はくじにより決定することとする。

9 応募者の資格審査

(1) 審査方法

受付期間中に申込を済ませた応募者を対象に、提出書類を基に資格審査を行う。資格審査で全ての審査項目が適正とされた応募者を入札参加者とする。

(2) 審査項目

ア 入札参加資格

「1 入札参加資格」を満たしているか。

イ 応募書類

「8 申込等(1)」の応募書類に不備がないか。

応募書類上、月極駐車場の運営能力を有すると認められるか。

(3) 審査結果

応募申込者へ通知するものとする。

10 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日程、場所

令和3年12月24日(金) 午前11時00分 横浜市役所市庁舎18階会議室

(2) 入札方法

入札は、「入札書」(様式3)を使用し、封筒に入札書のみを入れて封をし、入札箱に投入する。詳細は、「Ⅲ 入札実施要領」のとおり。

※ 入札書に記載する金額は、1か月間の貸付料の金額です。

(3) 代理人による入札

代理人が入札をする場合は、当日、委任状（様式4）を提出すること。

※ 本人確認のため身分証明書等を提示してください。

※ 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。ただし、社員証又は名刺の提示を求める場合があります。

12 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

最低入札価格以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、最高の価格で複数の者が並んだ場合は、くじ又は抽選の方法により落札者を決定する。

(2) 入札結果の公表

入札の結果（落札金額、落札者）は、横浜市市民局ウェブサイトで公表する。

13 契約手続

(1) 落札者は、公有財産賃貸借契約書を締結し、令和4年5月2日（月）までに本市が発行する納入通知書により1年分の貸付料を納付するものとする。更新した場合は、当該年度の5月1日（月）までに同様に貸付料を納付するものとする。

(2) 契約の締結及び履行にかかる一切の費用は借受人の負担とする。

14 物件の引渡し

貸付物件は、現況のまま、貸付期間の初日に借受人に引き渡す。

※ゲート式発券機・照明器具・フェンス・自販機等は、現運営者の管理物となりますので、横浜市は管理責任を負いません。ただし、現・新運営者間で個別に承継を行うことには、本市として関与しません。

15 物件の維持保全

借受人は物件の返還までの間、善良な管理者としての注意をもって、物件の維持保全につとめるものとし、これにかかる経費は借受人の負担とする。

16 物件の返還

(1) 借受人は貸付期間が満了するまでに物件を原状または本市の指示する状態に回復すること。

(2) 借受人は物件の返還にあたり、本市職員による確認を受けた上で「貸付土地返還届」（様式7）を提出すること。

17 解約の申入れ

借受人は、貸付期間中にやむを得ず契約解除を希望する場合は、貸付期間の貸付料全額を納入したときに限り、書面により契約解除を申し入れることができる。解約日は、本市が書面を受領した日から、4か月を経過した日の属する月の末日とする。ただし、本市が解約を認めた場合はこの限りではない。

18 貸付料の精算

契約が解除された場合において、本市は未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、貸付物件を公用又は公共の用に供するため、本市が貸付契約を解除し、未経過期間にかかる貸付料が1,000円以上の場合は、これを返還する。

Ⅲ 入札実施要領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者による入札
- 2 参加資格のない者による入札
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低貸付料を下回る貸付料の入札
- 6 同一の物件に対して1人で2通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の金額記入がないか、金額を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第19条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第9条 落札者は、最低貸付料（月額）以上の価格で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同価の入札が2人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第10条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第11条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年3月横浜市規則第60号）の定めるところにより処理します。

別表

条 件	内 容	違 約 金 等
使用目的	貸付地を約定した使用目的以外に使用しないこと。	貸付料の120か月相当額
転貸・権利譲渡の禁止	貸付地を使用目的以外で、第三者に使用・転貸させてはならないこと。	貸付料の120か月相当額
月極契約の引継等	貸付物件における月極駐車場の現契約者が、令和4年4月1日以降の貸付契約を希望する場合は、駐車場賃貸借契約、又は駐車場使用契約を締結すること。 上記契約の貸付料は、税込価額において現行契約金額の110%を上限とすること。	貸付料の120か月相当額
原状変更の禁止	市の事前承認がある場合を除き、契約で定めるもの以外の建物その他工作物の設置や貸付地の原状を変更してはならないこと。	貸付料の40か月相当額
実地調査等	当該貸付契約に係る市の調査に協力すること。	貸付料の40か月相当額
原状回復義務	貸付期間の満了時、又は契約が解除された場合に、借受人の負担で貸付地を原状、又は横浜市が指示する状態に回復すること。	—
損害賠償義務	借受人の故意又は過失で市に損害が発生した場合、その損害を賠償すること。	損害相当額 契約解除又は期間終了後に返還しない場合は貸付料相当額の3倍。
有益費等の放棄	返還時に借受人が負担した必要費、有益費が存在する場合でも、市に償還等の請求ができないこと。	—
契約の解除	①借受人が契約に定める義務に違反した場合に契約を解除できること。 ②貸付地を国、地方公共団体、その他公共団体において、公用又は公共用に供する必要が生じた場合に市が契約を解除できること。 ③借受人は、貸付料を市に全額納付したときに限り、何時にても契約解除の申入れを书面ですることができると。その場合、解除の効力が生じるのは、市が書面を受領した日から、4か月を経過した日の属する月の末日とすること。	—

公有財産賃貸借契約書（駐車場用途限定）（見本）

貸付人横浜市（以下「甲」という。）と借受人〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の条項により公有財産の賃貸借契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が公有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、次のとおりとする。

所 在	区 分	数 量
横浜市磯子区西町1番25	土地	1,944.07 m ²

（使用目的）

第3条 乙は、貸付物件を事業計画書及び土地利用計画書に記載したとおりの用途（平置き貸し駐車場の運営）に自ら使用しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

2 令和4年10月末日までに、甲乙双方から異議の申立てがない場合には、この契約を更に1年間更新する。但し、更新は1回限りとする。

（貸付料）

第5条 貸付期間にかかる貸付料は、金〇〇〇〇〇〇円（月額〇〇〇〇〇円）とする。

2 近隣地の地代の変動その他の経済状況の変動等やむを得ない事情があると認められるときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。

（貸付料の納付）

第6条 乙は、前条に定める貸付料を甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

（貸付料の納付の遅延に伴う違約金）

第7条 乙は、第5条に定める貸付料を甲の定める納付期限までに納付しない場合は、その期限の翌日から納付までの期間の日数に応じ、その納付すべき金額について年14.6%の割合を乗じて計算した金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項に定める違約金の計算において、納付すべき金額に1,000円未満の数がある場合はその数を切り捨てるものとし、納付すべき金額が2,000円未満である場合はその全額を切り捨てる。

3 前2項により計算した違約金の額に100円未満の数がある場合はその数を切り捨てるものとし、違約金の額が100円未満である場合はその全額を切り捨てる。

（物件の引渡し）

第8条 甲は、第4条に定める貸付期間の初日に、第2条に定める貸付物件を乙に引き渡す。

(かし担保)

第9条 乙は、この契約締結後に、貸付物件に数量の不足その他のかくれたかしがあることを発見しても、既往の貸付料の減免及び損害賠償等の請求をすることができないものとする。

(貸付物件の一部滅失)

第10条 甲は、貸付物件が乙の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、滅失又はき損した部分にかかる貸付料として、甲が認める金額を減免する。

(使用上の制限)

第11条 乙は、貸付物件を第3条に定める使用目的及び利用計画以外の用途に使用し、又は第三者に使用させてはならない。ただし、甲が類似使用の範囲内として事前に承認した場合は、その範囲内の使用をすることができる。

2 乙は、貸付物件に建物又は工作物を建設する等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない理由により仮設物を建設するなど現状変更等をしようとする場合は、事前に現状変更等をしようとする理由及び当該現状変更等の計画を書面により申請し、甲の承認を得なければならない。

3 前2項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第12条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件を第三者に転貸し、又は仮設物などに賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。ただし、第3条に定める利用目的のための転貸はこの限りでない。

2 前項に基づく甲の承認は、書面によるものとする。

(物件の保全義務等)

第13条 乙は、善良な管理者としての注意をもって、貸付物件の維持保全につとめなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責めを負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責めを果した場合は、乙に求償することができるものとする。

3 第1項の規定により支出する費用は、すべて乙の負担とし、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(実地調査等)

第14条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、乙に対しその業務又は資産の状況に関して質問し、実地に調査し、又は参考となるべき資料その他の報告を求めることができる。この場合において、乙は調査等に協力しなければならない。

(1) 貸付料の納付がないとき。

(2) 第11条、第12条及び前条第1項又は第2項に定める義務に違反したとき。

(3) その他甲が必要と認めるとき。

(違約金)

第15条 乙は、第4条の定める貸付期間中に、次の各号に定める事由が生じた場合は、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 第11条第2項又は前条に定める義務に違反した場合

貸付料の40か月相当額

(2) 第3条、第11条第1項、第12条、又は第24条に定める義務に違反した場合

貸付料の120か月相当額

2 前項に定める違約金は違約罰であって、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次に掲げる場合において、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に定める義務に違反した場合
 - (2) 貸付物件を甲において公用又は公共の用に供するため必要が生じた場合（地方自治法（昭和22年法律第67条）第238条の5第4項）
 - (3) 神奈川県警察本部長からの通知又は回答により、乙が次に掲げる者であることが判明したとき。
 - ア 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
 - イ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実がある
 - (4) 甲は、第11条第2項の規定により現状変更を承認した場合において、貸付物件の規模が過大と認めるときの当該部分の契約を解除することができる。
- 2 乙は、貸付料全額を納入した場合に限り、第4条に定める貸付期間にかかわらず、何時にてもこの契約の解除を申し入れることができる。ただし、解除の効力が生じる日は、乙から解除を申し入れる旨の書面を甲が受領した日から、4か月を経過した日の属する月の末日とする。

(原状回復)

第17条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除したときは、貸付物件を原状又は甲の指示する状態に回復し、甲の立会い及び確認を得て甲の指定する期日までに返還しなければならない。ただし、車両が進入するために整備した宅地造成に関する部分の回復は求めない。

(貸付料の精算)

第18条 甲は、この契約が解除された場合は、未経過期間にかかる貸付料を返還しない。ただし、第16条第1項第2号に該当し、その額が1,000円以上の場合はこの限りでない。

(損害賠償等)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、この契約が解除された場合において、損失が生じた場合は、地方自治法第238条の5第5項に規定に基づきその補償を請求することができる。
- 3 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を貸付期間の満了日又は甲が指定する期日までに返還しないときは、損害賠償金として、返還すべき期日の翌日から返還した日までの期間の日数に応じ貸付料額の3倍に相当する金額を、甲に支払わなければならない。

(有益費等の放棄)

第20条 乙は、第4条に定める貸付期間が満了したとき又は第16条の規定によりこの契約を解除され、若しくは解除した場合において、貸付物件を返還するときは、乙が支出した必要費及び有益費等が現存している場合であっても、甲に対しその償還等の請求をすることができない。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に関し疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第23条 この契約に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(月極契約の引継)

第24条 乙は、第2条に定める貸付物件について、令和4年2月1日時点において現駐車場運営事業者と駐車場賃貸借契約、又は駐車場使用契約（以下、「駐車場賃貸借契約等」とする）を締結している者が、令和4年4月1日以降の利用継続を希望する場合は、その者と同日から短くとも令和4年9月30日までの駐車場賃貸借契約等を締結しなければならない。

2 乙は、前項の契約を締結するときは、現駐車場運営事業者と利用継続希望者が令和4年3月31日まで締結していた契約の貸付料金額（税込）の110%以下の貸付料、又は使用料としなければならない。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸付人(甲) 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
契約事務受任者
横浜市市民局長 石内 亮

借受人(乙)

質 疑 書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

応募申込予定者 所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)
担当者氏名
電話番号
FAX番号

質問事項	質問内容

(提出先) 市民局 スポーツ振興課
電話 045 (671) 3288

公有財産貸付申請書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

申込人 所在 (又は所在)

氏名 (又は名称)

(代表者名)

実印

担当者氏名

電話番号

F A X 番号

次のとおり財産 (土地) の貸付けを願いたく、関係書類を添えて申請します。

種 別	土 地	新 規
表 示	磯子区西町1番25	
	地 目 宅地	地 積 1,944.07 m ²
使用目的	平置き貸し駐車場の運営 (月極駐車場及び時間貸し駐車場)	
貸 付 期 間	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 5 年 3 月 31 日まで (1年間)	
貸付料	別途入札により決定	
添付書類	(1) 事業計画書及び土地利用計画書 (2) その他必要な書類	
特 記	私は、横浜市暴力団排除条例 (平成23年12月横浜市条例第51号) 第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者、神奈川県暴力団排除条例 (平成22年神奈川県条例第75号) 第23条第1項又は第2項に違反している事実がある者、のいずれでもないことを誓約します。	

(提出先) 市民局 スポーツ振興課

電話 045 (671) 3288

入 札 書

令和 年 月 日

(申請先)

横 浜 市 長

入札者 所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)

実印

一般競争入札による市有財産の貸付について、公募実施要領に記載された内容を全て承知し、次のとおり入札します。

種 別	土 地	新 規
物 件	磯子区西町1番25	
	地 目 宅地	地 積 1,944.07 m ²

金 額		億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

- 1 入札金額は、1か月間の貸付料で記載してください。
- 2 入札書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格（1か月間の貸付料）の110分の100に相当する金額を記載してください。これによらない方法での入札を指示された場合は、それに従ってください。
- 3 入札金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください。
- 4 入札金額を書き損じた入札書は、無効となります。
- 5 提出書類に押印する印鑑（実印）は、すべて同一のものを使用してください。
- 6 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。
- 7 実印を押印してください。

委 任 状

受任者 所在 (又は所在)

氏名

実印

私は、上記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

次の横浜市市有財産の公募貸付に関する一切の権限

種 別	土 地	新 規
物 件	磯子区西町1番25	
	地 目 宅地	地 積 1,944.07 m ²

令和 年 月 日

委任者 所在 (又は所在)

氏名

実印

添付資料 個人の場合：印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

法人の場合：資格証明書及び印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）

- (注) 1 委任者及び受任者双方の印鑑証明書等を添付してください。
2 法人がその社員に委任する場合は、委任状の提出は不要です。

(様式5)

貸付土地返還届

令和 年 月 日

(申請先)

横浜市 長

申込人 所在 (又は所在)
氏名 (又は名称)
(代表者名)

印

担当者氏名
電話番号
FAX番号

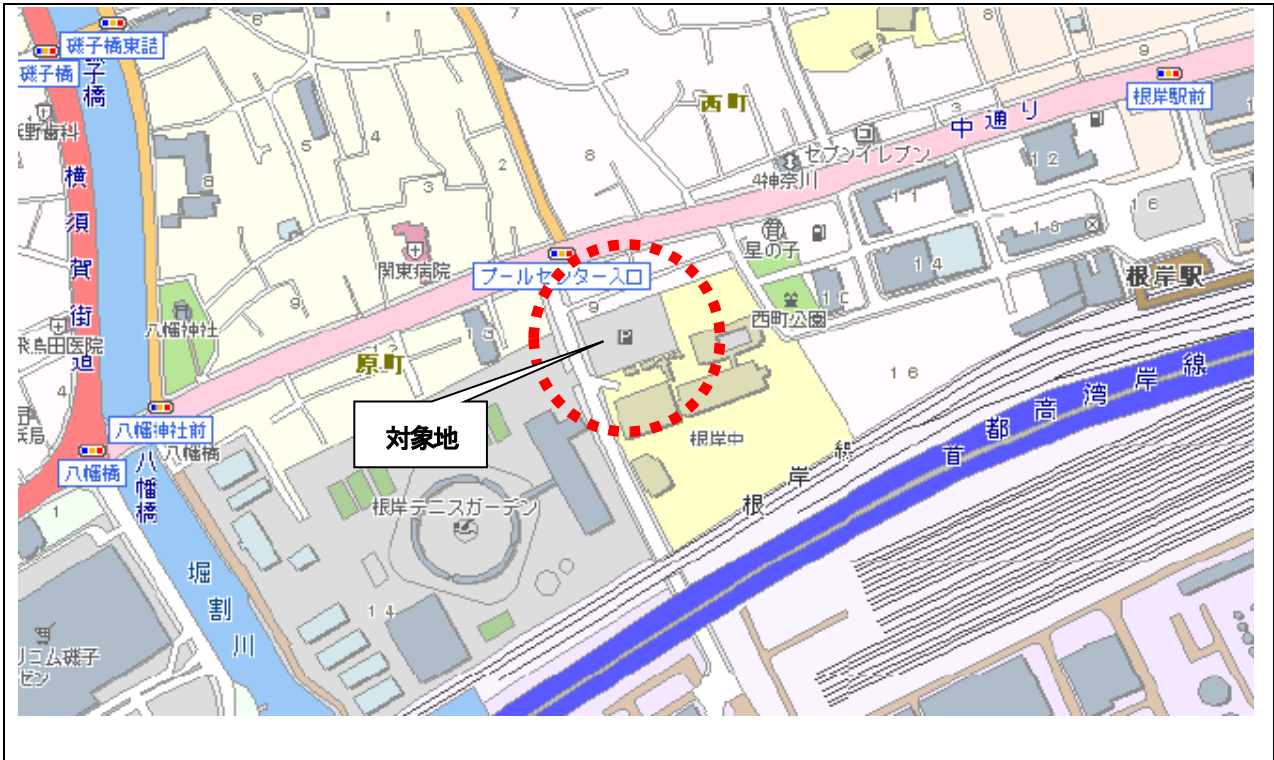
令和 年 月 日に締結した公有財産賃貸借契約第17条の規定に基づき、貸付物件を原状に回復し、貴市の立会及び確認を得て返還します。

種 別	土 地	新 規
表 示	磯子区西町1番25	
	地 目 宅地	地 積 1,944.07 m ²
貸付期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	
土地返還日	令和 年 月 日	
立会年月日	令和 年 月 日	
添付書類	現況写真 (原状復帰後のもの)	

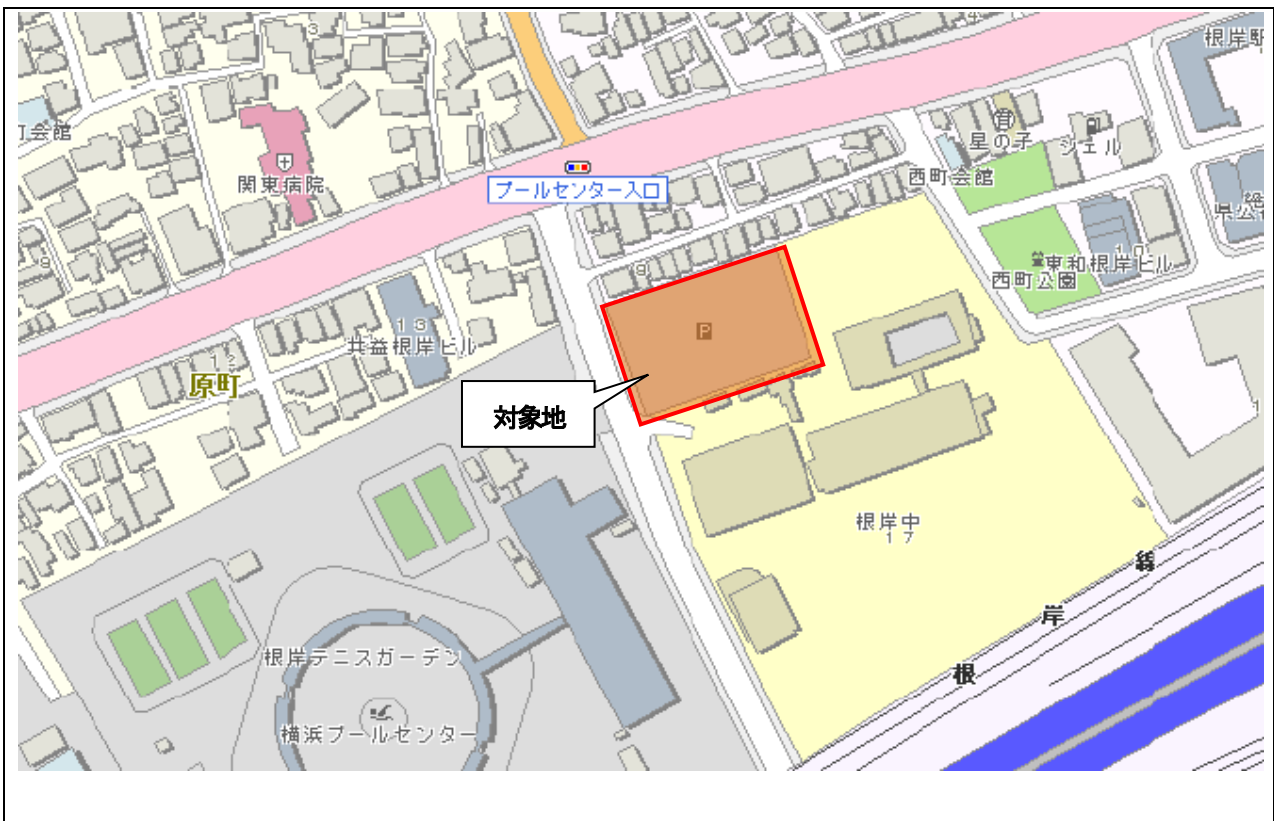
(提出先) 市民局 スポーツ振興課
電話 045 (671) 3288

位置図

根岸線・根岸駅から西に約200m

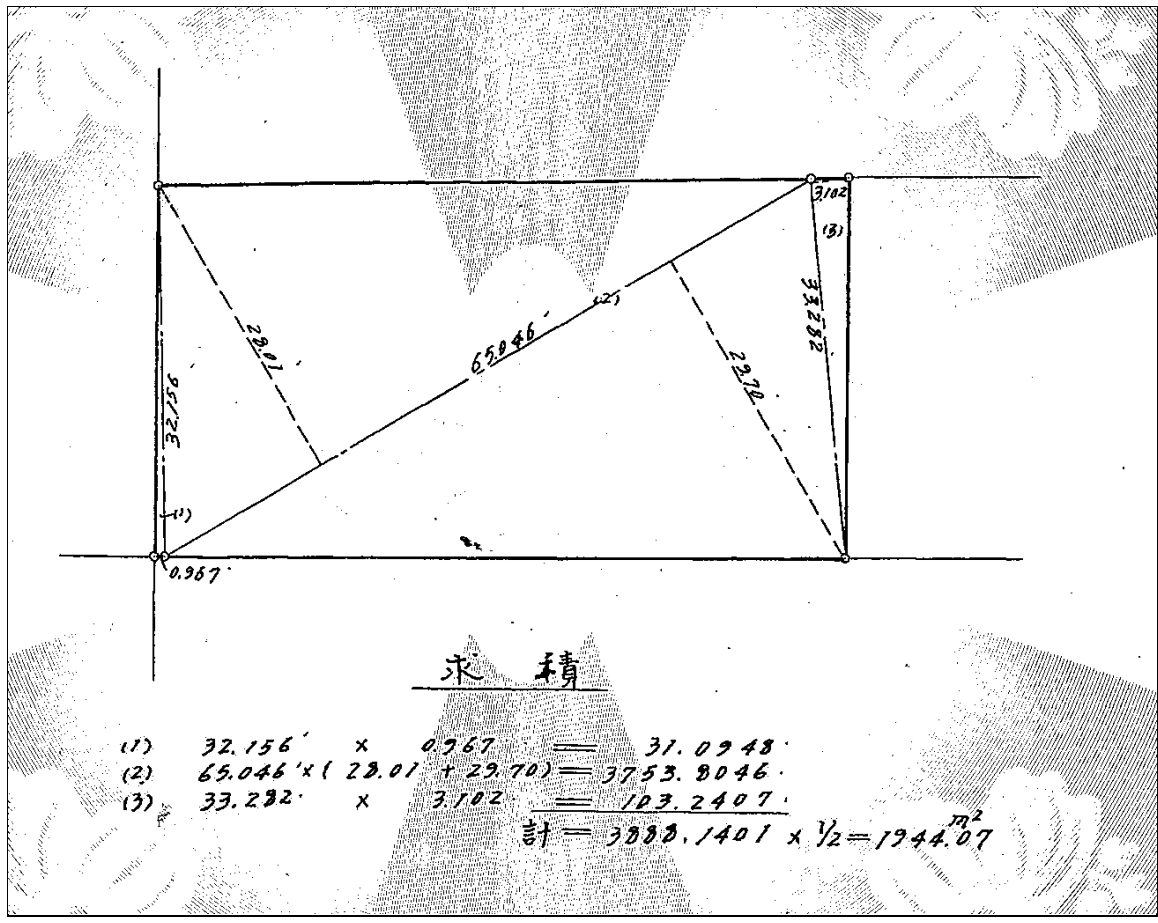


案内図

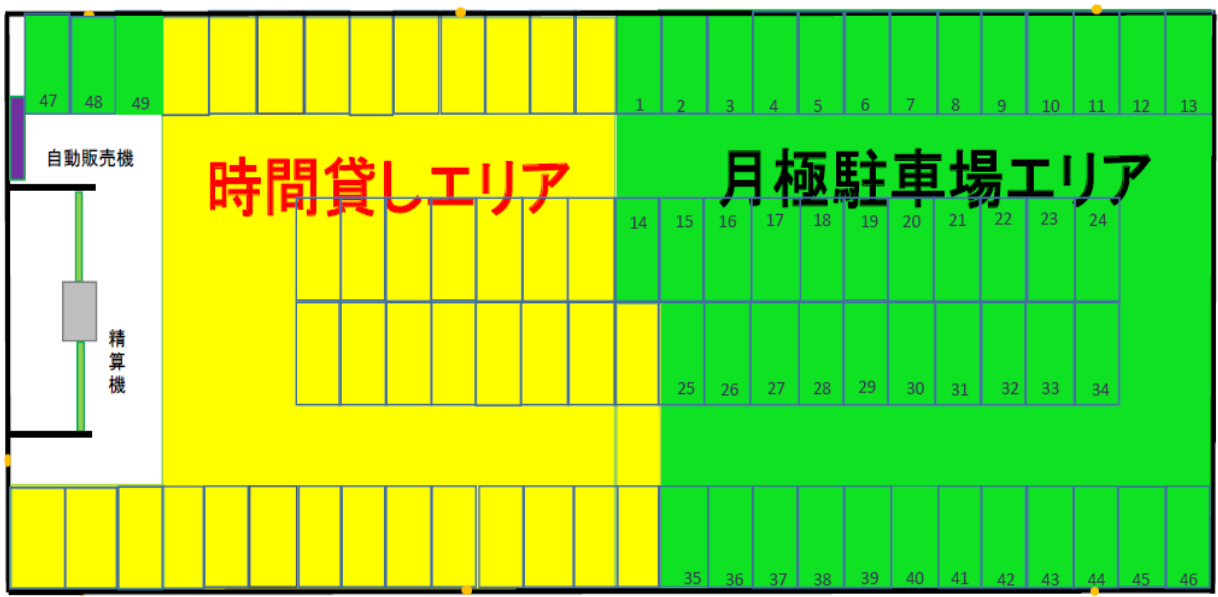


【注意事項】土地の表示は概要です。 位置図、案内図 (i マッピーから引用)

測量図



現状区画割図



現地写真



※ 西側道路から撮影

本要項に関するお問い合わせ、配布及び応募受付先

所 在	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (部署の所在：横浜市役所 市庁舎12階)
担 当 部 署	横浜市市民局スポーツ振興課
電 話 番 号	045-671-3288 (直通)
E メ ー ル	sh-sportssisetu@city.yokohama.jp
受 付 時 間	午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日除く)
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 本要項以外の追加情報等がある場合には、横浜市市民局ウェブサイトに掲載しますので、応募にあたっては確認をお願いします。 https://www.city.yokohama.lg.jp/kanko-bunka/sports/shinko/kanriunei/nisihimachikoubo-30.html 貸付申請書の郵送等による提出はできませんので、担当部署に直接ご持参ください。